

令和 4 年 6 月 14 日 開 会

令和 4 年 6 月 徳 島 県 議 会 定 例 会 議 案 及 び 議 案 説 明 書

(その 2)

目 次

第 2 号	令和4年度徳島県一般会計補正予算（第4号）	1頁
第 3 号	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について	5
第 4 号	徳島県自然環境保全条例の一部改正について	7
第 5 号	徳島県環境影響評価条例の一部改正について	9
第 6 号	徳島県生活環境保全条例の一部改正について	11
第 7 号	徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の 公営に関する条例の一部改正について	13
第 8 号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	15
第 9 号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	17
第 10 号	徳島県税条例等の一部改正について	19
第 11 号	過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について	23
第 12 号	地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正について	25
第 13 号	民生委員定数条例の一部改正について	27
第 14 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	29
第 15 号	徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	31
第 16 号	徳島県青少年センター機能移転整備業務の委託契約の変更委託契約について	33
第 17 号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について	35
第 18 号	不動産の贈与受理について	37
報告第1号	令和3年度徳島県継続費繰越計算書について	39
報告第2号	令和3年度徳島県繰越明許費繰越計算書について	41
報告第3号	令和3年度徳島県事故繰越し繰越計算書について	53

報告第4号	令和3年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について	57頁
報告第5号	令和3年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について	59
報告第6号	令和3年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について	61
報告第7号	令和3年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について	63
報告第8号	令和3年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書について	65
報告第9号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	67
報告第10号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	69
補正予算説明		
1	令和4年度徳島県一般会計補正予算（第4号）説明書	73
(1)	歳入歳出補正予算（第4号）事項別明細書	73
1	総括	73
2	歳入	77
3	歳出	87
(2)	補正予算（第4号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	105

第 2 号

令和4年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

令和4年度徳島県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,347,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ534,735,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和4年6月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 93,533,226	千円 822,234	千円 94,355,460
	1 国庫負担金	30,583,177	361,825	30,945,002
	2 国庫補助金	61,636,071	454,035	62,090,106
	3 委託金	1,313,978	6,374	1,320,352
12 繰入金		86,183,398	14,100	86,197,498
	2 基金繰入金	21,517,963	14,100	21,532,063

13 繰越金		1,294,500	398,979	1,693,479
	1 繰越金	1,294,500	398,979	1,693,479
14 諸収入		17,780,167	112,366	17,892,533
	7 雑収入	5,370,679	112,366	5,483,045
歳入合計		533,388,000	1,347,679	534,735,679

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 28,084,749	千円 39,500	千円 28,124,249
	2 企画費	7,320,584	39,500	7,360,084
3 民生費		69,448,955	8,000	69,456,955
	1 社会福祉費	51,017,060	5,000	51,022,060
	2 児童福祉費	13,725,894	3,000	13,728,894
4 衛生費		49,734,613	1,000,292	50,734,905
	1 公衆衛生費	9,140,348	863,894	10,004,242
	3 保健所費	1,502,061	122,298	1,624,359
	4 医薬費	25,660,242	14,100	25,674,342

5 労働費		5,115,200	76,720	5,191,920
	1 労政費	3,960,026	76,720	4,036,746
6 農林水産業費		32,417,439	133,593	32,551,032
	1 農業費	4,677,800	123,593	4,801,393
	2 園芸費	955,476	10,000	965,476
7 商工費		74,988,586	30,000	75,018,586
	1 商業費	65,754,549	30,000	65,784,549
10 教育費		81,945,352	59,574	82,004,926
	1 教育総務費	13,019,416	11,674	13,031,090
	4 高等学校費	18,453,194	47,900	18,501,094
歳出合計		533,388,000	1,347,679	534,735,679

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
県立高等学校総合寄宿舍（阿南寮）賃貸借契約	自 令和5年度 至 令和10年度	478,700千円
県立高等学校総合寄宿舍（三好寮）増設事業設計委託契約	令和5年度	10,600千円

第三号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六 震災時要援護者 対法第八条第二項第十五号に規定する要配慮者のうち、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「震災発生時等」という。）において特に援護を要するものをいう。

第三条第一項中「目指して、」の下に「誰一人取り残さないよう」を加える。

第十六条第二項中「震災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「震災発生時等」という。）」を「震災発生時等」に改める。

第十七条の見出し中「避難」を「避難等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 県民は、地域震災関連情報により、震災が発生するおそれを察知した場合は、当該地域震災関連情報を活用し、直ちに自らの安全を確保するための行動をとるよう心がけるものとする。

第六十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県民は、地域震災関連情報により、震災が発生するおそれを察知した場合は、当該地域震災関連情報を活用し、直ちに自らの安全を確保するための行動をとるものとする。

第八十二条に次の一項を加える。

5 県は、市町村その他の関係者と連携して、被災者の早期の生活再建を図るため、個々の被災者の被災状況、生活環境等に係る課題に総合的に対応する体制を構築するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

被災者の早期の生活再建を図るためには、個々の被災者の被災状況、生活環境等に応じた支援が重要であることに鑑み、市町村その他の関係者と連携した総合的な支援体制を構築し、もって震災に強い社会の実現に寄与する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

徳島県自然環境保全条例の一部改正について

徳島県自然環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県自然環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県自然環境保全条例（昭和四十七年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第一項第一号中「水際線付近」の下に「又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域」を、「砂浜」の下に「、干潟」を、「自然」の下に「（以下この号において「砂浜等」という。）」を、「もの」の下に「（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部が改正されたことに鑑み、自然海岸保全地区の指定対象の拡充を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県環境影響評価条例の一部改正について

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条に次の一項を加える。

- 2 第三章第一節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十二条の二第二項第四号の整備（同法第二十一条第六項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、事業者が市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に係る環境影響評価手続の特例を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県生活環境保全条例の一部改正について

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四第二号中「空気圧縮機」の下に「（騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）別表第一第二号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）」を加える。

別表第十六その六の二の表中「みなし指定施設」を「指定施設」に改め、同その六の二の表の備考第二項中「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）第4条の2」を「水質汚濁防止法施行令第3条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。ただし、別表第十六の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

騒音規制法施行令の一部が改正されたことに伴い、空気圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を規制対象から除外するとともに、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千五百円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第五条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「三十七万五千五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」に改める。

第六条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部が改正されたことに鑑み、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用じら及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表七十四の項7中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改め、同項9中「第七条第三号及び第四号」を「第七条第四号及び第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附則第四十四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第四十四項の規定は、令和四年四月一日から適用する。

提案理由

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付に係る暫定措置が延長されたことに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県税条例等の一部改正について

徳島県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二十四第一項中「の日から六十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した」を「後、速やかに、規則で定める」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第二項第二号イ中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項及び第三項」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二十条の二十七第一項中「第七十三条の三」を「第七十三条の三第一項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第二十条の二十七第二項中「の規定により提出すべき申告書に、」を「に規定する期間内に、規則で定める申告書に」に、「添付しなければ」を「添付して、知事に提出しなければ」に改め、同条第三項中「の申告書に、」を「に規定する期間内に、規則で定める申告書に」に、「添付しなければ」を「添付して、知事に提出しなければ」に改め、同条第四項中「報告」を「申告又は報告」に改める。

第二十条の二十九中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第二十条の二十九の二第二項中「の日から六十日以内に、次に掲げる事項（同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）を記載した」を「後、速やかに、規則で定める」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第二項第二号イ中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項及び第三項」に改め、同条第三項中「の取得」を「（法第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下同じ。）の取得」に改め、同条第四項を削る。

第二十條の三十第一項中「第二十條の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改め、同項第五号中「耐震改修」の下に「(法第七十三條の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。)」を加え、同條第二項中「第二十條の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改め、同條第三項中「を収用され」を「について収用され」に、「又は譲渡する」を「譲渡し、又は移転補償金を受ける」に改め、「第二十條の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける年月日

第二十條の三十第四項及び第六項から第十項までの規定中「第二十條の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改める。

(過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第二条 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年徳島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「併せて」を削る。

第三条第一項中「限る」の下に「。以下同じ」を加え、同條第二項中「徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)第二十條の二十七第一項の規定による申告をする際」を「当該取得等をした設備に係る家屋及びその敷地である土地の取得後、速やかに」に改め、「併せて」を削る。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第三条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例(平成二十二年徳島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「除く」及び「取得に限る」の下に「。以下同じ」を加える。

第三条中「徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)第二十條の二十七第一項の規定による申告をする際」を「当該適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得後、速やかに」に改め、「併せて」を削る。

(地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正)

第四条 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例(平成二十七年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「等」を削り、同條第四項中「併せて」を削る。

第三条第一項中「次項において」を「以下」に改め、同條第三項中「徳島県税条例第二十條の二十七第一項の規定による申告をする際」を「当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得後、速やかに」に改め、「併せて」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県税条例第二十条の二十四第二項第二号イの改正規定、同条例第二十条の二十七第一項の改正規定(ただし書を加える部分を除く)、同条例第二十条の二十九の二第二項第二号イの改正規定及び同条例第二十条の三十第三項の改正規定(第二十条の二十七の規定により)を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改める部分を除く)、第二条中過疎地域内における県税の課税免除に関する条例第二条第四項の改正規定並びに第四条中地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 第一条(前項ただし書に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。)の規定による改正後の徳島県税条例第二十条の二十四、第二十条の二十七、第二十条の二十九の二及び第二十条の三十の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 第一条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる不動産取得税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第二条の規定による改正後の過疎地域内における県税の課税免除に関する条例第三条の規定は、施行日以後の家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第三条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例第二条及び第三条の規定は、施行日以後の適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第四条の規定による改正後の地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例第三条の規定は、施行日以後の特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、不動産を取得した者が登記の申請をした場合は原則として当該取得の事実の申告等を要しないこととされたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第六条の三第十一項及び第十二項又は第二十八条の九第十二項及び第十三項」を「第六条の三第十六項及び第十七項又は第二十八条の九第十七項及び第十八項」に、「第六条の三第十四項若しくは第二十八条の九第十五項」を「第六条の三第十九項又は第二十八条の九第二十項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

租税特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十二号

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に、「増設した者」を「増設したもの」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定は、令和四年四月一日以後に新設され、又は増設された地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十三号

民生委員定数条例の一部改正について

民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成二十六年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

表徳島市の項中「五二六人」を「五二九人」に改め、同表那賀郡那賀町の項中「六〇人」を「五九人」に改め、同表板野郡藍住町の項中「五三人」を「五四人」に改め、同表美馬郡つるぎ町の項中「四九人」を「四八人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

提案理由

民生委員の任期満了に伴う改選に当たり、地域の実情の変化等に対応し、民生委員の適正な配置を図るため、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十四号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項中「長期優良住宅建築等計画」の下に「（以下この項及び三十三の四の項において「建築等計画」という。）又は同条第六項若しくは第七項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この項及び三十三の四の項において「維持保全計画」という。）」を加え、「計画」を「建築等計画等」に改め、同項の1中「住宅の区分」を「計画の区分」に改め、同1のイ中「新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第二項に規定する新築住宅をいう。以下この項及び三十三の四の項において同じ。）」を「住宅の新築に係る建築等計画」に改め、同1のロ中「既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下この項及び三十三の四の項において同じ。）」を「住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同項の2中「住宅の区分」を「計画の区分」に改め、同2のイ中「新築住宅」を「住宅の新築に係る建築等計画」に改め、同2のロ中「既存住宅」を「住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同表の三十三の四の項中「基づく計画」を「基づく建築等計画等」に改め、「申請（」の下に「建築等計画の変更の認定の申請にあつては、」を加え、同項の1中「住宅の区分」を「計画の区分」に改め、同1のイ中「新築住宅」を「住宅の新築に係る建築等計画」に改め、同1のロ中「既存住宅」を「住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同項の2及び3中「計画」を「建築等計画等」に改め、同表の備考第三号中「第三項まで」の下に「又は第六項」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十五号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年六月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「五千五百円」を「七千七百円」に改め、同項第二号中「二千七百五十円」を「三千三百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

提案理由

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部が改正され、紹介状なしに受診した初診患者等から選定療養費として徴収すべき金額の下限が引き上げられたことに伴い、徳島県立中央病院又は徳島県立三好病院において選定療養である初診又は再診を受ける場合の使用料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 16 号

徳島県青少年センター機能移転整備業務の委託契約の変更委託契約について

令和4年3月9日議決を経た徳島県青少年センター機能移転整備業務の委託契約の変更委託契約を次のとおり締結する。

令和4年6月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

委託契約書中「3 契約金額 713,259,800円」を「3 契約金額 738,218,800円」に改める。

提案理由

整備業務の委託契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 4 年 6 月 14 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	街路工事
2	路	線	名	徳島東環状線
3	工	事	箇	所 徳島市末広 2 丁目～3 丁目 末広住吉高架橋
4	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和 7 年 3 月 10 日まで
5	契	約	金	額 1,983,850,000円
6	契	約	の	方 法 一般競争入札
7	契	約	の	相 手 方 宮地エンジニアリング・アルス製作所・ノヴィルパブリックワークス 街路工事共同企業体
			代表構成員	東京都中央区日本橋富沢町 9 番 19 号 宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 上 原 正 代理人 大阪府大阪市西区靱本町一丁目 8 番 2 号 宮地エンジニアリング株式会社関西支社 関 西 支 社 長 塚 本 啓 一
			構 成 員	小松島市金磯町 8 番 90 号 株式会社 アルス製作所 代表取締役社長 坂 本 孝

構 成 員 阿南市津乃峰町新浜72番地の15
ノヴィルパブリックワークス株式会社
代表取締役 久岡 征司

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

不動産の贈与受理について

令和4年3月25日徳島市長から次のとおり負担付きの贈与の申入れがあったので、これを受理するものとする。

令和4年6月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 贈 与 物 件
土 地

所 在	地 番	地 目	地 積
徳島市徳島町城内	1番20ほか3筆	宅地, 雑種地, 公衆用道路	3,209 ^{m²} 15

2 贈 与 目 的

徳島文化芸術ホール（仮称）建設用地

3 贈 与 条 件

徳島文化芸術ホール（仮称）建設用地に自ら供しなければならない。

提案理由

負担付きの贈与受理について、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

令和3年度徳島県継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和3年度徳島県継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和3年度徳島県継続費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	継続費額	令和3年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国支出金	地方債	その他
8 土木費	2 道路橋りょう費	色面トンネル新設事業	1,200,000,000	300,000,000		300,000,000	120,000,000	180,000,000	180,000,000	7,800,000	106,200,000	66,000,000	
		5 都市計画費	末広住吉高架橋上部工架設事業	1,500,000,000	500,000,000		500,000,000	200,000,000	300,000,000	300,000,000	12,000,000	150,000,000	108,000,000
		蔵本公園プールスタンド整備事業	1,922,000,000	1,096,000,000		1,096,000,000	437,101,000	658,899,000	658,899,000	116,454,000	174,445,000	368,000,000	

報告第2号

令和3年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により，令和3年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和3年度徳島県繰越明許費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	行政情報化推進費	1,279,505,000	726,700,000		726,700,000			
		情報ふれあいネットとくしま創造事業費	586,517,000	181,850,000		122,500,000			59,350,000
		健康管理推進費	124,182,000	24,921,000		24,921,000			
		福利施設等管理費	70,069,000	28,789,000	(財収) 12,208,000				16,581,000
		広報費	165,766,000	4,000,000		4,000,000			
		消費者行政推進費	372,509,000	11,000,000		11,000,000			
	2 企画費	企画調整費	413,356,000	77,780,000		77,780,000			

		広域交流連携推進費	84,354,000	22,500,000		22,500,000			
		地域振興推進費	149,103,000	29,500,000		29,500,000			
		地方創生の深化のための支援費	2,522,787,000	1,065,000,000		532,500,000	466,000,000		66,500,000
		交通政策調整費	1,441,779,000	983,000,000		825,000,000			158,000,000
		航空対策費	53,651,000	33,000,000		33,000,000			
		青少年センター整備事業費	1,323,000,000	678,461,000			473,000,000		205,461,000
	6 防 災 費	防災対策指導費	9,092,200,000	1,318,211,100		403,908,100	900,000,000		14,303,000
		防災センター運営費	106,604,000	61,050,000			54,000,000		7,050,000
		危機管理調整費	6,537,000,000	1,048,174,500		48,174,500			1,000,000,000
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	障がい者交流プラザ管理運営費	296,656,000	7,500,000			6,000,000		1,500,000
		障がい者地域生活支援費	404,914,000	18,720,650		16,624,650			2,096,000
		社会福祉施設整備事業費	114,122,000	103,500,000		69,000,000			34,500,000
		老人福祉施設整備事業費	1,652,873,000	425,317,000	(繰入金) 408,517,000	11,200,000			5,600,000
	2 児 童 福 祉 費	児童虐待防止等対策費	94,231,000	13,050,000		13,050,000			
		児童健全育成対策費	747,246,000	80,144,000	(繰入金) 8,994,000	71,150,000			
		特別保育対策費	823,669,000	73,121,000		73,121,000			

		児童保護措置費	6,781,749,000	18,827,000		18,827,000			
		母子福祉等対策費	100,925,000	3,738,000		3,738,000			
		児童福祉施設整備事業費	297,605,000	110,000,000		110,000,000			
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症予防費	6,033,443,000	1,201,400,000		1,200,000,000			1,400,000
		健康増進普及費	156,098,000	7,000,000		7,000,000			
		障がい者地域生活支援費	33,322,000	150,000		150,000			
	2 環境衛生費	一般環境対策費	185,624,000	20,000,000				(諸収入) 15,000,000	5,000,000
		自然環境保全等調査費	31,494,000	13,408,000					13,408,000
		自然公園等施設整備事業費	67,170,000	15,722,000		4,053,000	3,000,000		8,669,000
		自然公園等維持費	95,516,000	70,318,000		20,000,000			50,318,000
		廃棄物処理施設管理指導費	77,723,000	2,478,000					2,478,000
		上水道施設整備管理指導費	427,953,000	95,854,000		95,854,000			
	4 医薬費	医療衛生費	23,621,732,000	807,518,000	(繰入金) 173,250,000	634,268,000			
		保健師、助産師、看護師等養成費	480,639,000	15,025,000		6,900,000	7,000,000		1,125,000
		薬事生産指導費	1,959,037,000	1,519,518,000		1,519,518,000			
5 労働費	1 労政費	県内就職対策費	176,749,000	21,000,000		21,000,000			

	2 職業訓練費	転職訓練費	316,230,000	4,500,000		4,500,000			
6 農林水産業費	1 農業費	農業委員会等補助費	110,517,000	4,720,000		4,720,000			
		農林水産業未来創造事業費	500,103,000	11,657,000	(繰入金) 11,657,000				
		経営総合対策等推進費	146,500,000	115,538,000		115,538,000			
		農林水産総合技術支援センター運営費	100,749,000	11,119,100			9,000,000		2,119,100
		農作物鳥獣被害防止対策費	193,273,000	3,150,000		3,150,000			
		環境保全型農業推進費	47,319,000	31,000,000		30,100,000			900,000
		水田農業経営対策費	62,904,000	3,000,000		3,000,000			
	2 園芸費	園芸振興指導費	132,658,000	46,100,000		46,100,000			
		新鮮とくしまブランド戦略対策費	97,500,000	44,500,000		44,500,000			
		農業生産総合対策等事業費	259,500,000	130,000,000		130,000,000			
		安全安心農産物推進費	4,419,000	3,000,000		3,000,000			
	3 畜産業費	畜産振興対策費	22,646,000	20,500,000		20,500,000			
		肉畜鶏卵流通対策費	27,387,000	2,300,000		2,300,000			
		酪農振興対策費	12,333,000	5,600,000		5,600,000			
	4 農地費	県営かんがい排水事業費	123,400,000	96,206,000	(分,負) 23,342,500	46,685,000	26,000,000		178,500

	団体営土地改良事業費	192,928,000	60,240,000		55,900,000	3,000,000		1,340,000
	県単独土地改良事業費	145,611,000	62,102,406					62,102,406
	基幹農道整備事業費	161,216,000	69,314,000	(分,負) 5,859,524	36,767,000	24,000,000		2,687,476
	広域営農団地農道整備事業費	589,594,000	307,598,000	(分,負) 29,329,200	173,084,000	93,000,000	(分,負) 1,000,000	11,184,800
	県営農道整備事業費	53,800,000	2,350,000	(分,負) 565,000	1,130,000			655,000
	中山間地域農村活性化総合整備事業費	619,100,000	353,812,000	(分,負) 22,116,000	212,172,000	91,000,000	(分,負) 18,600,000	9,924,000
	農業集落排水整備事業費	82,251,000	53,096,500		53,096,500			
	経営体育成基盤整備事業費	723,756,000	405,284,200	(分,負) 5,000,000	241,652,875	111,000,000	(分,負) 41,094,260	6,537,065
	農業水利施設保全対策事業費	2,046,552,000	858,834,000	(諸収入) 167,466,210	433,280,000	216,000,000	(諸収入) 16,465,000	25,622,790
	農業水利施設保全合理化作業費	91,700,000	32,156,000		31,834,000			322,000
	耕地地すべり防止事業費	541,961,000	483,889,000		237,765,000	241,000,000		5,124,000
	老朽ため池等整備事業費	605,330,000	388,371,000	(分,負) 29,126,580	234,373,900	101,000,000	(分,負) 17,423,000	6,447,520
	地盤沈下対策事業費	434,400,000	298,316,000	(分,負) 17,257,200	162,191,000	112,000,000	(分,負) 480,000	6,387,800
	国営付帯県営農地防災事業費	513,916,000	324,812,000	(分,負) 12,405,000	169,775,000	108,000,000	(分,負) 25,820,000	8,812,000
	震災対策農業水利施設整備事業費	246,050,000	230,661,000		229,809,000			852,000
	農地海岸保全施設整備事業費	37,600,000	21,732,000		10,550,000	10,000,000		1,182,000

		地籍調査費	1,166,628,000	409,740,000		273,160,000			136,580,000
5	林業費	林材業振興対策費	4,155,873,000	1,639,008,500		1,639,008,500			
		林業力倍増基盤整備促進事業費	525,160,000	406,416,000		406,416,000			
		森林環境保全整備事業費	956,376,000	570,908,000		338,672,000	164,000,000		68,236,000
		森林基盤整備事業費	2,375,201,000	1,380,950,000	(分,負) 64,626,900	871,156,000	392,000,000	(分,負) 2,974,600	50,192,500
		県単独林道事業費	80,011,000	4,893,000			2,000,000		2,893,000
		治山事業費	2,579,411,000	1,520,792,000		727,191,000	755,000,000		38,601,000
		林野地すべり防止事業費	243,239,000	185,896,000		88,653,000	95,000,000		2,243,000
		県単独治山事業費	80,619,000	19,457,000			18,000,000		1,457,000
6	水産業費	水産物流通対策費	31,500,000	1,500,000		1,500,000			
		県管理漁港維持補修費	101,989,000	47,774,251					47,774,251
		広域漁港整備事業費	554,850,000	289,742,038	(分,負) 6,122,700	143,724,900	113,000,000	(分,負) 18,567,710	8,326,728
		水産物供給基盤機能保全事業費	418,155,000	306,875,000	(分,負) 22,371,024	171,507,517	99,000,000	(分,負) 2,800,000	11,196,459
		水域環境保全創造事業費	64,150,000	16,690,000		8,166,010	7,000,000		1,523,990
		漁港環境整備事業費	5,400,000	5,200,000	(分,負) 700,000	2,500,000	1,000,000		1,000,000
		漁港海岸保全施設整備事業費	101,140,000	71,870,000		35,185,220	32,000,000		4,684,780

		県単独漁港漁場整備事業費	41,311,000	6,745,000	(分,負) 1,349,000		5,000,000		396,000
7 商 工 費	1 商 業 費	中小企業総合支援費	3,217,230,000	887,680,405		887,680,405			
		金融あっ旋指導費	3,562,087,000	260,000,000		260,000,000			
	3 観 光 費	観光交流推進費	3,388,921,000	1,951,000,000		1,951,000,000			
		観光施設管理運営費	851,369,000	129,247,900			61,000,000		68,247,900
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木調査事業費	11,240,000	7,000,000					7,000,000
		建築基準法等施行費	29,350,000	9,500,000		9,500,000			
		営繕受託事業費	20,000,000	20,000,000				(諸収入) 20,000,000	
	2 道路橋りょう費	道路管理費	168,093,000	89,000,000		89,000,000			
		道路関係市町村指導監督事務費	6,906,000	800,000		800,000			
		高速自動車道対策事業費	785,946,000	388,743,642	(繰入金) 131,548,550		140,000,000		117,195,092
		高速道路整備支援事業費	209,750,000	112,020,011	(繰入金) 25,000,000				87,020,011
		道路維持修繕費	4,897,495,000	1,501,782,000			795,000,000		706,782,000
		道路局部改良事業費	750,000,000	349,417,000	(分,負) 47,598,785		68,000,000	(分,負) 2,475,000	231,343,215
		路側整備事業費	521,079,000	340,000,000			198,000,000		142,000,000
道路改築事業費	2,557,825,000	2,004,590,000	(繰入金) 15,000,000	1,086,152,162	902,000,000		1,437,838		

		緊急地方道路整備事業費	15,673,007,000	10,372,001,000	(繰入金) 232,200,000	6,357,630,838	3,692,000,000		90,170,162
		交通安全対策事業費	456,215,000	96,207,800	(反則金) 46,000,000		23,000,000		27,207,800
		橋りょう修繕費	200,000,000	91,054,000			57,000,000		34,054,000
	3 河川海岸費	河川管理費	167,580,000	49,968,200			49,000,000		968,200
		堰堤管理費	135,296,000	3,841,221					3,841,221
		河川海岸維持修繕費	1,631,971,000	946,640,000			711,000,000		235,640,000
		河川特殊改良事業費	166,000,000	105,747,000			103,000,000		2,747,000
		広域河川改修事業費	2,029,500,000	1,747,000,000		866,771,000	849,000,000		31,229,000
		総合流域防災事業費	6,368,950,000	5,641,960,000	(分,負) 1,462,880	2,782,284,000	2,647,000,000	(分,負) 313,890	210,899,230
		地震・高潮対策河川事業費	1,284,000,000	1,061,830,000		527,289,000	525,000,000		9,541,000
		堰堤改良事業費	459,600,000	422,712,000		144,441,000	218,000,000		60,271,000
		河川管理施設長寿命化事業費	2,662,300,000	2,380,300,000		1,180,547,000	1,187,000,000		12,753,000
		通常砂防事業費	772,000,000	654,788,000		326,403,000	302,000,000		26,385,000
		地すべり対策事業費	1,401,000,000	1,072,620,000		533,113,000	501,000,000		38,507,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	236,350,000	162,250,000	(分,負) 9,465,610	74,885,000	71,000,000	(分,負) 2,105,290	4,794,100
		県単独砂防事業費	95,000,000	45,508,000	(分,負) 8,124,405		36,000,000	(分,負) 1,095,014	288,581

		砂防維持修繕費	349,312,000	260,932,000			246,000,000		14,932,000
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	65,000,000	44,625,000			37,000,000		7,625,000
		災害防止対策緊急事業費	100,000,000	53,123,000					53,123,000
		海岸侵食対策事業費	220,500,000	79,000,000		37,093,000	37,000,000		4,907,000
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	84,000,000	32,000,000		15,479,000	15,000,000		1,521,000
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	430,500,000	361,800,000		179,844,000	176,000,000		5,956,000
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	871,505,000	374,621,000			82,000,000		292,621,000
		県単独港湾整備事業費	469,000,000	154,148,000					154,148,000
		港湾改修事業費	745,500,000	428,000,000	(繰入金) 4,172,510	207,966,152	144,000,000	(分、負) 63,949,183	7,912,155
		港湾海岸保全施設整備事業費	1,035,350,000	883,620,000		439,313,005	411,000,000		33,306,995
		港湾環境整備事業費	107,100,000	102,600,000		51,000,000	46,000,000		5,600,000
		港湾補修事業費	489,500,000	246,677,000		87,809,102	102,000,000		56,867,898
	5 都 市 計 画 費	公共下水道整備促進事業費	43,520,000	41,352,000				(諸収入) 41,352,000	
		街路事業費	1,436,250,000	481,823,000	(繰入金) 11,000,000	235,705,000	176,000,000	(分、負) 47,800,543	11,317,457
		緊急地方道路整備事業費	556,050,000	341,136,613	(繰入金) 9,000,000	174,702,000	85,000,000	(分、負) 29,610,020 (諸収入) 41,984,613	839,980

		公園整備事業費	2,058,060,000	427,106,582		192,711,000	196,000,000		38,395,582
		公園維持修繕費	461,206,000	39,406,000					39,406,000
	6 住宅費	県営住宅建設事業費	892,000,000	300,740,433		239,050,000			61,690,433
		住宅対策推進費	18,367,000	269,000					269,000
		建築物耐震化推進費	196,514,000	59,589,350					59,589,350
9 警察費	1 警察管理費	管理運営費	1,040,824,000	5,940,000		5,940,000			
		警察署整備事業費	323,203,000	28,668,000			23,000,000		5,668,000
	2 警察活動費	一般警察活動費	457,754,000	18,755,900		18,755,900			
10 教育費	1 教育総務費	私立学校振興費	1,054,020,000	56,500,000		56,500,000			
		指導諸費	85,945,000	1,980,000		1,980,000			
		学校教育振興費	141,493,000	42,430,000		42,430,000			
		人権教育推進費	9,950,000	3,750,000		3,750,000			
		総合教育センター管理運営費	917,428,000	270,340,004		216,767,004		(諸収入) 2,291,000	51,282,000
		福利厚生費	25,962,000	20,340,000		20,340,000			
	3 中学校費	学校管理運営費	88,854,000	4,050,000		4,050,000			
	4 高等学校費	全日制高等学校管理費	1,038,364,000	69,750,000		69,750,000			

		定時制高等学校管理費	58,960,000	2,250,000		2,250,000			
		産業教育設備整備事業費	12,452,000	1,650,000					1,650,000
		高校施設整備事業費	2,075,685,000	1,324,533,000		185,200,000	794,000,000		345,333,000
	5 特別支援学校費	学校管理運営費	535,449,000	116,000,000		116,000,000			
		特別支援学校施設整備事業費	319,186,000	162,999,000			49,000,000		113,999,000
	6 社会教育費	文化振興費	182,416,000	10,000,000		10,000,000			
		新ホール整備事業費	360,650,000	126,877,000					126,877,000
		21世紀館運営費	538,821,000	10,560,000					10,560,000
	7 保健体育費	保健管理指導費	241,711,000	61,000,000		61,000,000			
		学校体育振興費	129,332,000	34,351,000		34,351,000			
		県民総体育推進費	234,598,000	20,300,000		3,500,000	16,000,000		800,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	過年発生災害林道復旧事業費	261,012,000	125,000,000		125,000,000			
		現年発生災害林道復旧事業費	96,123,000	51,510,000		50,929,000			581,000
	2 土木施設 災害復旧費	現年発生河川等施設災害復旧事業費	156,000,000	91,821,000		59,411,000	32,000,000		410,000
		市町村災害復旧事業監督事務費	1,500,000	300,000		300,000			

2 特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
1	公用地公共用地 取得事業費	公用地公共用地取得事業費	円 1,258,854,000	円 117,337,013	(繰入金) 円 9,138,000 (繰越金) 1,199,013	円 0	円 107,000,000	円 0	円 0
1	港湾等 整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	247,349,000	105,586,651	(使,手) 105,586,651				
		上屋管理費	52,994,000	23,942,333	(使,手) 23,942,333				
		施設等運営費	160,481,000	1,500,000	(使,手) 1,500,000				

報告第3号

令和3年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度徳島県事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和3年度徳島県事故繰越し繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明		
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
			円	円	円	円	円	円	円	円			
2	総務費	2 企画費	交通政策調整費	659,925,952	509,960,272	149,965,680		149,965,680		149,965,680		円	災害の発生等により計画の変更を余儀なくされたため。
4	衛生費	2 環境衛生費	一般環境対策費	21,436,000	2,761,000	18,675,000		18,675,000	(繰入金) 13,000,000			5,675,000	資材の調達が困難になったため。
6	農水産業費	4 農地費	経営体育成基盤整備事業費	55,115,500	25,115,500	30,000,000		30,000,000	(繰越金) 6,500,000	16,500,000	7,000,000		計画に関する協議が難航したため。
			5 林業費	林材業振興対策費	52,514,000		52,514,000		52,514,000				
			森林基盤整備事業費	54,185,700	19,831,000	34,354,700	300	34,355,000	(繰越金) 2,530,000	24,825,000	7,000,000		災害の発生等により計画の変更を余儀なくされたため。

		治山事業費	121,739,200	46,365,000	75,374,200	1,311,800	76,686,000		37,686,000	39,000,000		計画に関する協議が難航したため。	
	6	水産業費 水産物供給基盤 機能保全事業費	23,715,700		23,715,700		23,715,700	(繰越金) 4,857,850	11,857,850	7,000,000		資材の調達が困難になったため。	
8	2	道路 橋りょう費	緊急地方道路 整備事業費	1,113,180,908	421,599,951	691,580,957	709,043	692,290,000	(繰越金) 9,445,197	440,844,803	242,000,000		計画に関する協議が難航したため。
			3	河川海岸費	広域河川改修事業費	303,048,833		303,048,833	481,167	303,530,000	(繰越金) 10,004,000	151,526,000	142,000,000
			総合流域防災事業費	2,433,796,972		2,433,796,972	1,527,028	2,435,324,000	(繰越金) 50,678,000	1,216,646,000	1,168,000,000		計画に関する協議が難航したため。
			地震・高潮対策 河川事業費	304,656,900		304,656,900	43,100	304,700,000	(繰越金) 371,000	152,329,000	152,000,000		計画に関する協議が難航したため。
			堰堤改良事業費	389,014,000		389,014,000	886,501	389,900,501	(繰越金) 5,490,501	153,410,000	231,000,000		計画に関する協議が難航したため。
			河川管理施設 長寿命化事業費	907,593,000		907,593,000	407,000	908,000,000	(繰越金) 203,000	453,797,000	454,000,000		計画に関する協議が難航したため。
			通常砂防事業費	413,450,800		413,450,800	1,200	413,452,000	(繰越金) 7,725,000	206,727,000	199,000,000		計画に関する協議が難航したため。
			地すべり対策事業費	267,535,600		267,535,600	708,400	268,244,000	(繰越金) 2,472,000	133,772,000	132,000,000		計画に関する協議が難航したため。
			急傾斜地 崩壊対策事業費	5,954,000		5,954,000		5,954,000	(繰越金) 1,125,000	2,829,000	2,000,000		計画に関する協議が難航したため。
			津波・高潮危機管理 対策緊急事業費	17,160,000		17,160,000	40,000	17,200,000	(繰越金) 1,620,000	8,580,000	7,000,000		計画に関する協議が難航したため。

	4 港湾費	港湾海岸保全施設整備事業費	701,980,780	408,469,610	293,511,170	1,830	293,513,000	(繰越金) 5,757,415	146,755,585	141,000,000		計画に関する協議が難航したため。
		港湾補修事業費	550,044,600	386,650,300	163,394,300	700	163,395,000	(繰越金) 930,233	54,464,767	108,000,000		資材の調達が困難になったため。
9 警察費	1 警察管理費	管理運営費	4,457,904	3,612,224	845,680		845,680				845,680	資材の調達が困難になったため。
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	過年発生河川等施設災害復旧事業費	129,566,800		129,566,800	2,541,200	132,108,000	(繰越金) 4,687,000	86,421,000	41,000,000		計画に関する協議が難航したため。

報告第4号

令和3年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和3年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和3年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	中央病院等 改築等事業	円 2,154,667,000	円 1,175,604,000	円 949,458,900	円 949,000,000	円	円 458,900	円 29,604,100	円	計画に関する協議が難航したため。
		医療器械等 整備等事業	円 562,842,000	円 359,185,899	円 175,076,800	円 40,000,000	円 135,055,000	円 21,800	円 28,579,301	円	計画に関する協議が難航したため。

報告第5号

令和3年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和3年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和3年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和3年度継続費額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る 繰越た資産の 限度額
				予 算 計 上 額	前 年 度 繰 越 額	計				営業収益	損益勘定 留保	定 金	
1	事業用	日野谷 3号水車 発電機 改良事業	円 461,743,000	円 125,663,000	円	円 125,663,000	円 48,955,534	円 76,707,466	円 76,707,466	円 76,707,466	円	円	円
1	資本的 支出	日野谷 3号水車 発電機 改良事業	円 254,981,000	円 105,975,000		円 105,975,000	円 42,389,466	円 63,585,534	円 63,585,534		円 63,585,534		

報告第6号

令和3年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和3年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和3年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	不用額		
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	円 683,254,000	円 400,380,551	円 240,239,590	円 240,239,590	円 42,633,859	円	計画に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に 係る購入した 資産の額	説明
						営業収益			
1 事業費用	1 営業費用	川口発電所 2号水車内 部発電機 点検手入れ工事	円 448,719,000	円 387,556,113	円 61,162,222	円 61,162,222	円 665	円	計画に関する協議 が難航したため。
		マリンピア沖洲 太陽光発電所設備 監視装置更新工事	4,811,000		4,357,923	4,357,923	453,077		計画に関する協議 が難航したため。

報告第7号

令和3年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和3年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和3年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に要するたな卸資産の購入限度額	説明
						その他収入	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用水道改良工事	円 623,783,000	円 494,156,285	円 35,980,125	円 9,328,000	円 26,652,125	円 93,646,590	円	計画に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る購入した 資産の額	説明
						営業収益	円			
1 事業費用	1 営業費用	阿南工業用水道 取水塔送水管伸縮 継手緊急補修工事	円 9,350,000	円	円 9,350,000	円 9,350,000	円	円		計画に関する協議 が難航したため。

報告第8号

令和3年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和3年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和3年度徳島県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	補助金	負担金				
1	資本的支出	1	建設改良費	旧吉野川流域下水道建設改良事業	円	円	円	円	円	円	円	計画に関する協議が難航したため。
			80,000,000	4,240,000	73,096,000	18,000,000	36,822,000	18,274,000	2,664,000			

報告第9号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	209,870 ^円	令和4年2月24日	徳島市地内	令和4年5月25日
徳島市在住 1名	57,250	令和4年3月3日	徳島市地内	令和4年5月25日
徳島市所在 1法人	30,800	令和3年12月25日	徳島市地内	令和4年5月26日
名西郡石井町在住 1名	40,000	令和3年12月28日	名西郡石井町地内	令和4年5月26日
兵庫県小野市所在 1法人	54,076	令和4年1月27日	鳴門市地内	令和4年5月26日

報告第10号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	255,561 ^円	令和3年11月6日	徳島市地内 (県道鮎喰新浜線)	令和4年5月24日
美馬郡つるぎ町在住 1名	138,000	令和3年12月16日	美馬郡つるぎ町地内 (国道438号)	令和4年5月24日
阿波市在住 1名	144,000	令和3年12月17日	阿波市地内 (国道318号)	令和4年5月24日
美馬市在住 1名	54,000	令和3年12月21日	美馬市地内 (県道鳴門池田線)	令和4年5月24日
那賀郡那賀町在住 1名	193,000	令和4年2月27日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和4年5月24日

補 正 予 算 説 明 書

令和4年度徳島県一般会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算（第4号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	79,500,000	—	79,500,000	—
02 地方消費税清算金	32,072,000	—	32,072,000	—
03 地方譲与税	15,173,000	—	15,173,000	—
04 地方特例交付金	340,000	—	340,000	—
05 地方交付税	154,000,000	—	154,000,000	—
06 交通安全対策特別交付金	226,000	—	226,000	—
07 分担金及び負担金	1,818,957	—	1,818,957	—
08 使用料及び手数料	5,831,303	—	5,831,303	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	93,533,226	822,234	94,355,460	77
10 財産収入	786,599	—	786,599	—
11 寄附金	24,850	—	24,850	—
12 繰入金	86,183,398	14,100	86,197,498	81
13 繰越金	1,294,500	398,979	1,693,479	83
14 諸収入	17,780,167	112,366	17,892,533	85
15 県債	44,824,000	—	44,824,000	—
歳入合計	533,388,000	1,347,679	534,735,679	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	977,862	—	977,862				—	
02 総 務 費	28,084,749	39,500	28,124,249	29,500			10,000	87
03 民 生 費	69,448,955	8,000	69,456,955	8,000				89
04 衛 生 費	49,734,613	1,000,292	50,734,905	652,984		14,100	333,208	91
05 労 働 費	5,115,200	76,720	5,191,920	61,376			15,344	95
06 農 林 水 産 業 費	32,417,439	133,593	32,551,032	34,000		99,593		97
07 商 工 費	74,988,586	30,000	75,018,586	30,000				99
08 土 木 費	54,344,902	—	54,344,902					—
09 警 察 費	22,093,106	—	22,093,106					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	81,945,352	59,574	82,004,926	6,374		12,773	40,427	101
11 災害復旧費	10,549,100	—	10,549,100					—
12 公債費	70,197,386	—	70,197,386					—
13 諸支出金	33,340,750	—	33,340,750					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 398,979	△398,979	—
歳出合計	533,388,000	1,347,679	534,735,679	822,234		525,445	0	—

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 01 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 衛生費国庫負担金	3,121,407	361,825	3,483,232	01 公衆衛生費 国庫負担金	361,825	感染症予防費 (1/2・3/4) 50,626 感染症発生動向調査費 (1/2) 311,199
計	30,583,177	361,825	30,945,002			

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 総務費国庫補助金	1,955,456	29,500	1,984,956	02 企画費 国庫補助金	29,500	地方創生推進交付金 (1/2) 10,000
						新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) 19,500
02 民生費国庫補助金	4,562,926	8,000	4,570,926	01 社会福祉費 国庫補助金	5,000	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化 交付金 (10/10) 5,000
				02 児童福祉費 国庫補助金	3,000	自立促進費 (10/10) 3,000
03 衛生費国庫補助金	22,972,382	291,159	23,263,541	01 公衆衛生費 国庫補助金	169,505	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (10/10) 167,255
						新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化 交付金 (3/4) 2,250
				03 保健所費 国庫補助金	121,654	地域保健医療等推進費 (1/2) 643
						新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (10/10) 121,011
04 労働費国庫補助金	170,800	61,376	232,176	01 労政費 国庫補助金	61,376	県内就職対策費 (8/10) 61,376
05 農林水産業費国庫補助金	10,420,595	34,000	10,454,595	01 農業費 国庫補助金	24,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) 24,000
				02 園芸費 国庫補助金	10,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) 10,000

06 商工費国庫補助金	6,965,782	30,000	6,995,782	01 商 業 費 国 庫 補 助 金	30,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) 30,000
計	61,636,071	454,035	62,090,106			

(項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
08 教 育 費 委 託 金	51,877	6,374	58,251	01 教 育 総 務 費 金	6,374	情報モラル教育推進事業 4,174 いじめ対策・不登校支援等総合推進費 2,200
計	1,313,978	6,374	1,320,352			

(款) 12 繰 入 金

(項) 02 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
13 地域医療介護総合確保基金繰入金	2,189,214	14,100	2,203,314	01 地域医療介護総合確保基金繰入金	14,100	
計	21,517,963	14,100	21,532,063			

(款) 13 繰越金

(項) 01 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 繰越金	1,294,500	398,979	1,693,479	01 繰越金	398,979	
計	1,294,500	398,979	1,693,479			

(款) 14 諸 収 入
(項) 07 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 雑 入	5,360,659	112,366	5,473,025	10 農林水産業試験 調査委託金	99,593	
				50 雑 入	12,773	総合寄宿舍増設事業負担金 12,773
計	5,370,679	112,366	5,483,045			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 計画調査費	3,158,339	39,500	3,197,839	29,500			10,000	08 旅 費	200	1 広域交流連携推進費 19,500 2 地方創生の深化のための支援費 20,000
								10 需 用 費	800	
								11 役 務 費	3,000	
								12 委 託 料	35,000	
								13 使用料及び 賃借料	500	
計	7,320,584	39,500	7,360,084	29,500			10,000			

(款) 03 民 生 費

(項) 01 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
01 社会福祉費 総務費	3,099,899	5,000	3,104,899	5,000				10 需用費	1,000	1 社会福祉振興対策費 日常生活自立支援費補助金 事務費	5,000
							11 役務費	750	2,500		
							13 使用料及び 賃借料	750			2,500
							18 負担金、補助 及び交付金	2,500			
計	51,017,060	5,000	51,022,060	5,000							

(項) 02 児童福祉費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
03 母子福祉費	1,073,511	3,000	1,076,511	3,000				12 委託料	3,000	1 母子福祉等対策費 3,000	
計	13,725,894	3,000	13,728,894	3,000							

(款) 04 衛 生 費

(項) 01 公衆衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国支出金	地方債	その他					
03 予 防 費	4,139,789	860,894	5,000,683	529,080			331,814	10 需 用 費	115,000	1 感染症予防費 扶助費 事務費	860,894 404,770 456,124
								11 役 務 費	66,876		
								12 委 託 料	202,248		
								17 備品購入費	72,000		
								19 扶 助 費	404,770		
04 精神衛生費	1,938,747	3,000	1,941,747	2,250			750	10 需 用 費	350	1 障がい者地域生活支援費	3,000
								11 役 務 費	350		
								12 委 託 料	2,300		
計	9,140,348	863,894	10,004,242	531,330			332,564				

(項) 03 保健所費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
01 保健所費	1,502,061	122,298	1,624,359	121,654			644	12 委託料	122,298	1 保健所運営費 122,298	
計	1,502,061	122,298	1,624,359	121,654			644				

(項) 04 医 薬 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
02 医 務 費	24,120,531	14,100	24,134,631			繰入金 14,100		18 負担金、補助 及び交付金	14,100	1 医療衛生費 看護職員養成確保費補助金 14,100
計	25,660,242	14,100	25,674,342			14,100				

(款) 05 労 働 費

(項) 01 労 政 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 雇用促進費	153,864	76,720	230,584	61,376			15,344	07 報 償 費	548	1 県内就職対策費 スマートワーク導入支援費補助金 事務費
								08 旅 費	263	
								10 需 用 費	306	
								11 役 務 費	419	
								12 委 託 料	68,277	
								13 使用料及び 賃借料	907	
								18 負担金、補助 及び交付金	6,000	
計	3,960,026	76,720	4,036,746	61,376			15,344			

(款) 06 農林水産業費

(項) 01 農業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
03 農作物費 対策費	82,953	24,000	106,953	24,000				12 委託料	19,000	1 水田農業経営対策費 24,000 販路拡大・開拓体制整備事業費補助金 5,000 事務費 19,000
								18 負担金、補助 及び交付金	5,000	
09 農業研究費	11,543	99,593	111,136			諸収入 99,593		08 旅 費	200	1 受託試験研究費 99,593 共同研究機関負担金 99,193 事務費 400
								11 役 務 費	100	
								13 使用料及び 賃借料	100	
								18 負担金、補助 及び交付金	99,193	
計	4,677,800	123,593	4,801,393	24,000		99,593				

(項) 02 園 芸 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
02 園芸振興費	633,967	10,000	643,967	10,000				12 委託料	10,000	1 新鮮とくしまブランド戦略対策費 10,000
計	955,476	10,000	965,476	10,000						

(款) 07 商 工 費

(項) 01 商 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
06 物産貿易 振興費	21,856	30,000	51,856	30,000				12 委託料	30,000	1 貿易関係団体助成費 30,000
計	65,754,549	30,000	65,784,549	30,000						

(款) 10 教 育 費

(項) 01 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
04 教育指導費	744,710	7,500	752,210	2,200			5,300	07 報 償 費	1,710	1 指導諸費 2 生徒指導費	5,300 2,200
								08 旅 費	390		
								10 需 用 費	70		
								11 役 務 費	30		
								12 委 託 料	5,300		
05 総合教育 センター費	592,922	4,174	597,096	4,174				07 報 償 費	298	1 総合教育センター管理運営費	4,174
								08 旅 費	353		
								10 需 用 費	561		
								11 役 務 費	490		
								12 委 託 料	1,372		
								13 使用料及び 賃借料	1,100		

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
計	13,019,416	11,674	13,031,090	6,374			5,300				

(項) 04 高等学校費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
05 学校建設費	2,204,317	47,900	2,252,217			諸収入 12,773	35,127	12 委 託 料	47,900	1 高校施設整備事業費 47,900
計	18,453,194	47,900	18,501,094			12,773	35,127			

補正予算（第4号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
県立高等学校総合寄宿舍（阿南寮）賃貸借契約	千円 478,700		千円	自 令和5年度 至 令和10年度	千円 478,700	千円	千円	千円	千円 478,700
県立高等学校総合寄宿舍（三好寮）増設事業設計委託契約	10,600			令和5年度	10,600			2,827	7,773

